

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（「骨太の方針」特集号） 2025年6月16日 NO. 733

「経済財政運営と改革の基本方針2025」 （骨太の方針）が閣議決定される

基本的考え方として、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方が示され、最低賃金の引き上げを含む、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現するとしています。国民が「今日より明日はよくなる」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指すとしています。

「賃上げこそが成長戦略の要」。最低賃金の全国平均1,500円への引き上げ。「令和の日本列島改造」。減税政策よりも賃上げ政策こそが、成長戦略の要。中長期的に実質1%を上回る成長の確保、2%の物価安定目標を実現する下で、2040年頃に名目GDP1,000兆円程度の経済。正規雇用の大幅増、リ・スキリングを行う者への支援、多様な働き方の推進など。

骨太の方針とは何か？ 政権のやりたいこと

「骨太の方針」とは、通称で、正式名称は「経済財政運営と改革の基本方針」といいます。翌年度の予算の方針や財政運営の基本的な方向性を示すもの。与党や各省庁が実現したい政策項目を盛り込んだ文書。時の政権が、やりたいことが書いてある文書。毎年6月頃に閣議決定されます。

骨太方針に盛り込まれたいくつかの主な内容

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～
2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇。持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルム（社会規範）として定着させる。
2. 最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標を達成に向け、たゆまぬ努力を継続する。
3. 多様で柔軟で働き方の推進
短時間正社員を始めとする多様な正社員制度、勤務間インターバル制度の導入促進、選択的週休3日制の普及、仕事と育児・介護の両立支援、全ての就労困難者に届く就労支援に取り組む。
4. 「今日より明日はよくなる」と実感できる、多様な価値観を持つ一人一人が、互いに尊重し合い、自己実現を図っていくことができる活力ある地方・国家である「新しい日本・楽しい日本」を創り出していく。
5. 男女共に働き、共に子育てをする「共働き・共育て」が一般化した「若い世代の変化した意識」と「男は仕事・女は家庭」等の固定的な性別観に関わるアンコンシャス・バイアスが残る「職場を含む地域社会」と間のギャップ、若者に選ばれる地域。
6. GXの推進
省エネ、再エネの推進。原子力については、安全性の確保を前提に、原子力規制委員会による審査・検査を踏まえ、地元の理解を得た原子炉の稼働を進める。

質の高い公教育の再生 教職調整額を10%に引き上げる 教員の時間外在校等時間を月30時間程度に縮減

- 1, 2029年度までを緊急改革期間と位置付け、時間外在校等時間の月30時間程度への縮減を目標とする。
- 2, 学校・教師の担う業務の適正化やDXによる業務の効率化、教育委員会ごとの取組状況の見える化、PDCAサイクルの強化、指導・運営体制の充実に取り組む。
- 3, 教職調整額の水準を2030年度までに10%に引き上げる。
- 4, 職責や業務負担に応じたメリハリのある給与体系への改善などの処遇改善の推進。
- 5, 2026年通常国会へ義務標準法改正案を提出し、財源の確保と併せて、2026年度からの中学校35人学級実現に向けた定数改善。
- 6, 働き方改革に資する外部人材の拡充。

給食費無償化については、「令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する」

「いわゆる高校無償化、給食無償化及び0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する」。

※参考資料その1. 「給食無償化」に関する課題の整理について（文部科学省2024年12月27日）

※参考資料その2. 石破首相の国会答弁（2025年2月17日）

小学校給食の無償化については「2026年度以降できる限り早期の制度化を目指したい」、中学校給食についても「可能な限り速やかに実現したい」。

※参考資料その3. 自由民主党、公明党、日本維新の会の合意（2025年2月25日）

「いわゆる給食無償化 ・まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。・その上で、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現する」

「いわゆる給食無償化については、地方自治体に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した対応を促すとともに、『学校給食法』との関係、児童生徒間の公平性、支援対象者の範囲の考え方、地産地消の推進を含む給食の質の向上、国と地方の関係、効果検証といった論点について、十分な検討を行う」。

給特法等の「改正案」が国会で成立する

国会で、給特法等の改正案が、一部修正の上で、成立しました。教職調整額の増額は、1972年の給特法が施行されて以降、初めてのことです。教員の給料の引き上げは、当然のことです。教員に超過勤務手当を支給するべきです。「時間外在校等時間」を月平均約30時間に減らすことを給特法に盛り込まれると、「30時間の超過勤務は、やらせて当然」とならないか、「持ち帰り仕事」「見せかけの縮減」が常態化しないか、危惧されます。今回の法改正では、「定額働かせ放題」、長時間・過密労働の抜本的見直しとはなりません。業務や授業時数の削減、教職員定数の改善、給特法の廃止などが必要です。